

令和2年定例会 医療保健子ども福祉病院常任委員会

説明資料

《議案補充説明》

1 【議案第128号】

三重県食品衛生法施行条例案について	1
-------------------	---

《所管事項説明》

1 「『令和2年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について	4
2 新型コロナウイルス感染症に係る対応について	5
3 「三重県新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定について	7
4 「三重県感染症予防計画」の改定について	8
5 「三重県感染症対策条例（仮称）」の制定について	9
6 三重県立志摩病院指定管理者選定委員会について	11
7 公立大学法人三重県立看護大学第三期中期目標（最終案）について	15
8 「第7次三重県医療計画」の中間見直しについて	17
9 次期「みえ高齢者元気・かがやきプラン」の策定について	20
10 「みえ歯と口腔の健康づくり年次報告書（令和元年度版）」について	22
11 「みえ歯と口腔の健康づくり条例」の改正について	25
12 「第3次三重県動物愛護管理推進計画」の策定について	28
13 各種審議会等の審議状況の報告について	31

（別冊）

- 1 三重県新型コロナウイルス感染症対応指針（素案）
- 2 三重県感染症予防計画（改定・中間案）
- 3 三重県感染症対策条例（仮称）（中間案）
- 4 公立大学法人三重県立看護大学第三期中期目標（最終案）
- 5 みえ歯と口腔の健康づくり年次報告書（令和元年度版）

令和2年10月8日
医療保健部

1 三重県食品衛生法施行条例案について

1 改正理由および経緯

平成30年6月13日に行われた食品衛生法（以下、「法」という。）の改正により、営業許可業種の衛生管理基準と施設基準に係る規定が、食品衛生法施行規則（以下、「規則」という。）で定められることとされたため、これまで条例で規定していた衛生管理基準と施設基準を整理し、見直す必要が生じました。

まず、令和元年11月7日に衛生管理に係る規則が改正され、これに伴い、衛生管理基準に係る内容について、令和2年2月定例月会議において、条例改正を行いました。（令和2年6月1日施行）

さらに、令和元年12月27日に規則が再度改正され、都道府県が条例で定める施設基準の参考となる内容が規定されたことから、今回、これまでの施設基準等を見直し、条例の全部改正を行います。

2 改正内容

(1) 施設基準の規定

法第54条により、令和3年6月1日までに、都道府県は、営業許可業種の施設につき、規則で新たに定められた基準（以下、「参酌基準[※]」という。）を参酌して、条例で公衆衛生の見地から必要な基準（以下、「施設基準」という。）を定めなければならないとされています。

参酌基準が規則で定められた背景には、これまで各都道府県等が、厚生労働省から技術的助言として示された「食品事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）」に基づいて、それぞれ定めていた施設基準の地域的差異の解消を図る目的があるとされています。

このことから、現行の条例で定める施設基準について、参酌基準をふまえた内容に改正します。

※参酌基準：条例制定に当たり、十分に参照しなければならない法令上の基準

(2) その他の規定

ア 営業許可証の交付等

許可を得ていることを明示するための営業許可証の交付に係る規定を行い、掲示を義務付けるとともに、法第57条に基づく営業届出に係る届出済証の交付に係る規定をあわせて行います。

イ ふぐ処理者の認定等

ふぐの処理については、これまで法や規則による規定がなく、昭和 58 年の厚生省の通知により、「有毒部位を除去する技術等を有すると都道府県知事等が認める者（以下、「ふぐ処理者」という。）に限って行うこと」とされているだけで、詳細な認定に係る基準等は示されておらず、各都道府県等がそれぞれの要綱等で要件を定めていました。

今回の規則改正により、ふぐを処理する営業者にあつては、「ふぐ処理者にふぐを処理させなければならない」と明記され、また、各都道府県等でふぐ処理者の認定要件が異なっていたことに対し、厚生労働省から認定要件の平準化を目的として基準等が明らかにされました。

これらをふまえ、これまで県の要綱・要領で規定していたふぐ処理者の認定やふぐを処理する営業施設にかかる届出等を、条例において規定することとします。

3 施行期日

令和 3 年 6 月 1 日

なお、現行の許可事業者に対しては、法第 55 条に基づく新たな許可を取得するまでの期間、改正後の施設基準を適用しないこととします。

参考

改正食品衛生法（抜粋）

〔営業施設の基準〕

第54条 都道府県は、公衆衛生に与える影響が著しい営業（食鳥処理の事業を除く。）であつて、政令で定めるものの施設につき、厚生労働省令で定める基準を参酌して、条例で、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない。

〔営業の許可〕

第55条 前条に規定する営業を営もうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の場合において、都道府県知事は、その営業の施設が前条の規定による基準に合ふと認めるときは、許可をしなければならない。ただし、同条に規定する営業を営もうとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないことができる。

一～三 （省略）

3 都道府県知事は、第1項の許可に5年を下らない有効期間その他の必要な条件を付けることができる。

〔営業の届出〕

第57条 営業（第54条で規定する営業、公衆衛生に与える影響が少ない営業で政令で定めるもの及び食鳥処理の事業を除く。）を営もうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その営業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

2 （省略）

【所管事項説明】

1 「『令和2年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について

【医療保健子ども福祉病院常任委員会】

第1編（第二次行動計画の評価）

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
121	地域医療提供体制の確保	医療保健部	県民指標の基礎となる項目のうち、「医療へのアクセスのしやすさ」について課題を残していることから、関係部局や市町等と連携し、地域の実情に応じた課題解決に取り組まれない。	診療科偏在等の解消や訪問診療など、医療提供体制の充実に引き続き取り組むとともに、医療政策だけでは解決することが難しい課題については、交通政策等の観点をつまえ、関係部局や市町等と連携し取り組んでいきます。

第2編（第三次行動計画の取組）

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
146	感染症の予防と拡大防止対策の推進	医療保健部	PCR検査を実施する環境の整備や検査技師の人員の充実に向け、取組を進められたい。	PCR検査機器の増設やPCR検査が未経験の検査技師に対する研修の実施等により、検査体制の増強に取り組んでいきます。
			新型コロナウイルス感染症に係る県内の発生状況について、可視化できる形でホームページを作っていたが、よりわかりやすいものとなるよう検討されたい。	委員会での意見を参考に、県民にわかりやすい情報発信に向けて取り組んでいきます。

2 新型コロナウイルス感染症に係る対応状況について

直近の新型コロナウイルス感染症の発生状況については、県民や事業者の皆さんのご協力のおかげで、一定の低減傾向の兆しも見えつつありますが、介護施設や医療機関においてクラスターが発生しており、予断を許さない状況に変わりはありません。

今後も引き続き、各医療機関や関係団体とも連携しながら、検査体制の拡充や医療提供体制の整備に取り組み、感染患者に対する診療と一般診療の両立の観点に立った体制を整備します。

1 医療提供体制の整備

新型コロナウイルス感染症患者の入院医療体制については、感染症指定病床に加え、一般病床等を含めた病床を確保し、感染患者の診療と一般診療の両立を図りながら、感染患者の発生に対応しています。

具体的には、一般診療への影響を最小限とするため、一定の病床数を常に確保するのではなく、県内の感染状況に応じてフェーズを3つに分け、フェーズごとに必要となる受入病床数をあらかじめ設定した上で、段階的に受入体制を整えることとしており、受入病床については、6月19日に厚生労働省から示された、新たな患者推計に基づくピーク時における推計療養者数を上回る数を確保しています。

現在、三重県はフェーズ2（感染拡大期）からフェーズ3（まん延期）の移行期にあり、各受入医療機関との調整の結果、フェーズ2における受入可能病床209床に119床を加え、即時受け入れ可能病床として328床（重症者51床）を確保しています。今後も、県内における新型コロナウイルス感染症患者の発生状況や、一般診療に与える影響等も考慮のうえ、引き続き、病床確保に向けた調整を行っていきます。

なお、病床確保に係る費用や受入に際し必要となる設備の導入などについて、引き続き支援していきます。

そのほか、季節性インフルエンザの流行期には多数の発熱患者が発生することが見込まれることから、新型コロナウイルス感染症対策協議会において専門家の意見も聞きながら、医師会等とも連携し、地域の実情に応じた身近な医療機関で発熱患者等を相談・診療・検査できる体制の整備に向けて、10月末を目途に取り組んでいます。

2 宿泊療養施設の確保

感染の拡大により患者が増加した場合において、医療機関の負担を軽減し、重症化のリスクがある患者をしっかりと治療できる医療体制を維持するため、株式会社 JTB 三重支店の協力を得て、症状が軽快した方等を受け入れる宿泊療養施設を約 100 室確保し、8 月 13 日からその運営を開始しています。

入所する療養者は、年齢や基礎疾患の有無など重症化のリスクを考慮し、症状が軽快傾向にある方（無症状の方も含む）で、医師が入院の必要がないと判断した方を前提としていますが、今後の国の方針もふまえ、引き続き適切に対応していきます。

なお、施設の借り上げ期間については、今後の感染の拡大状況によるため、現時点で明確な期間を設定していませんが、借り上げが終了した際には、施設内の消毒を行い、元どおり宿泊施設の営業をしていただきます。

3 検査体制の強化

感染患者の早期発見と感染拡大防止の観点から、検査体制の強化に取り組んでいます。

検体採取体制については、帰国者・接触者外来に加え、各都市医師会や地元自治体とも連携しながら、検体採取を集中的に実施する「地域外来・検査センター（PCR 外来）」を 11 か所で開設しています。

また、検査体制について、県保健環境研究所においては、PCR 検査機器を追加で 1 台配備し、検査能力を拡充するとともに、今後、より迅速に診断が可能となる抗原検査機器（定量）を新たに配備することとしています。

さらに、検査に協力いただく医療機関に対しても検査機器を追加配備することで、行政検査協力医療機関を 2 か所から 4 か所としたところであり、今後さらに拡充し 10 医療機関とすることを予定しています。

これらの取組により、さらなる検査体制の充実を図っていきます。

3 「三重県新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定について

1 改定の方針

「三重県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）については、今回の新型コロナウイルス感染症対策の経験をふまえて改定することとされていますが、県行動計画は、新型コロナウイルス感染症だけではなく、今後発生する新型インフルエンザ等にも対応させる必要があることから、対策の実施に関する基本的な考え方や留意点など総括的な部分のみを改定することとし、新型コロナウイルス感染症に特化した具体的対策については、「三重県新型コロナウイルス感染症対応指針」（以下「対応指針」という。）として別に策定することとします。

2 改定等の時期

(1) 県行動計画

現在も新型コロナウイルス感染症対策が継続中であり、今後、国の政策転換も想定されることから、今回の対策を通じた政府の総合的な方針や法令改正等の状況などが一定整った時点で改定します。

(2) 対応指針

今後も新型コロナウイルス感染症対策に係る継続的な対応が必要なことから、12月を目途に策定します。

3 対応指針の概要

県における新型コロナウイルス感染症対策として、県行動計画において具体的な対策として整理されている以下の主要6項目を基本に、これまでの対応等をふまえ、対策を通じた課題等と今後の対策などについて記載します。

- ・実施体制
- ・サーベイランス・情報収集
- ・情報提供・共有
- ・予防・まん延防止
- ・医療
- ・県民生活および県民経済の安定の確保

※加えて「ワクチン」についても記載

4 改定等のスケジュール

(1) 県行動計画

今回の新型コロナウイルス感染症対策を通じた政府の総合的な方針や法令改正等の状況などが一定整った時点で改定

(2) 対応指針

- | | |
|--------|---------------------------------|
| 令和2年9月 | 三重県新型コロナウイルス感染症対策協議会で素案に係る意見聴取 |
| 10月 | 医療保健子ども福祉病院常任委員会で素案を説明 |
| 11月 | 三重県新型コロナウイルス感染症対策協議会で最終案に係る意見聴取 |
| 12月 | 医療保健子ども福祉病院常任委員会で最終案を説明 |

4 「三重県感染症予防計画」の改定について

1 計画の位置づけ

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に基づき、国が定める感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な方針に即して、県は感染症の予防のための施策の実施に関する計画を定めることとされています。

2 計画改定の方向性

新型コロナウイルス感染症発生への対応や「三重県感染症対策条例（仮称）」の制定をふまえ、感染症の予防のために必要な事項の改定を行います。

3 計画の主な改正点

（1）感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項

感染症指定医療機関以外において入院診療を行う診療体制の構築や、症状が軽快した方等の受入先として平時から宿泊療養施設を確保する体制の整備等を追加します。

（2）感染症の予防に関する人材の養成に関する事項

感染症に関する研修会及び養成課程等に職員等を積極的に派遣するとともに、研修修了者による講習会を計画的に開催し、職員の資質向上を図るものとします。

（3）感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権に関する事項

「三重県感染症対策条例（仮称）」に規定する情報の公表及び差別の禁止をふまえ、県民の不安払拭、差別行為の防止を図るため、感染症に関する正確かつ適切な情報を積極的に公表するとともに、感染症に対する差別や偏見の解消のため、正しい知識の普及・啓発に努めることとします。

（4）その他、国が定める感染症の基本方針に基づき、現状に見合った必要な事項の改定を行います。

4 改定のスケジュール

- | | |
|---------|---|
| 令和2年10月 | 三重県公衆衛生審議会感染症部会で中間案に係る意見聴取
医療保健子ども福祉病院常任委員会で中間案を説明 |
| 11月 | 三重県公衆衛生審議会感染症部会で最終案に係る意見聴取 |
| 12月 | 医療保健子ども福祉病院常任委員会で最終案を説明 |

5 「三重県感染症対策条例（仮称）」の制定について

1 条例の目的

新型コロナウイルス感染症への対応を教訓として、感染症対策に必要な事項を定めることにより、感染症の発生の予防及びまん延の防止を図り、もって県民が安心して暮らせる社会の実現を図ることを目的とします。

2 条例の基本理念

- (1) 国、県、市町、県民、事業者及び関係機関が相互に連携協力し、一体となって感染症対策を推進することとします。
- (2) 誰もが感染症にかかる可能性があることから、感染症の患者や医療従事者等に対する差別を許さず、人権を尊重することとします。

3 条例の特色

- (1) 対象を新型コロナウイルス感染症に限定せず、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」に規定する感染症を対象とします。
- (2) 情報の公表に関して、感染症の発生予防及びまん延防止、県民の不安払拭、差別行為の防止を図るため、感染症に関する正確で適切な情報を、個人情報保護に留意して積極的に公表することとします。
- (3) 差別の禁止を基本理念に掲げ、患者や家族等に対する差別を禁止するとともに、医療従事者等に対するいわれのない理由による差別を禁止するほか、教育活動等を通じて、感染症や人権問題に関する正しい知識の普及を図ることとします。
- (4) 県民、事業者、学校設置者等に対し、「新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）」に基づく要請ができない場合にも感染を防止するための協力を求めることができることとします。
- (5) 感染症対策を推進するため、人材養成及び資質の向上、新たな知見及び情報通信技術等の活用を図ることとします。

4 その他条例に規定する内容

- (1) 感染症の発生及びまん延に迅速かつ的確に対応するため、関係者（県、市町、県民、事業者、医療機関）の役割を定め、相互に連携協力して感染症対策を実施する体制を規定します。
- (2) 感染症対策に必要な物資及び資材の確保、財政上の措置について規定します。

5 制定に係るスケジュール

- 令和2年9月 三重県新型コロナウイルス感染症対策協議会で意見聴取
- 10月 三重県公衆衛生審議会感染症部会で意見聴取
医療保健子ども福祉病院常任委員会で説明
パブリックコメントの実施
三重県新型コロナウイルス感染症対策協議会で説明
- 11月 三重県公衆衛生審議会感染症部会で説明
議案提出
- 12月 医療保健子ども福祉病院常任委員会で議案審議
公布（公布の日から施行）

6 三重県立志摩病院指定管理者選定委員会について

1 これまでの経緯

三重県立志摩病院は、平成24年4月1日に指定管理者制度を導入し、現在は公益社団法人地域医療振興協会が指定管理者として、病院の管理運営を行っていますが、令和3年度末（令和4年3月31日）をもって10年間の指定期間が満了することから、令和2年度中に次期指定管理者の指定を行うため、三重県立志摩病院指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、指定管理候補者に係る審査等を行っています。

2 審査状況

(1) 指定管理者の申請受付

令和2年7月7日に第1回選定委員会を開催し、審査基準等を決定しました。

令和2年8月25日から9月8日までの間、申請に係る受付を実施した結果、申請があったのは、現在の指定管理者である次の1団体でした。

- 【団体名】 公益社団法人地域医療振興協会
- 【所在地】 東京都千代田区平河町2-6-3
- 【代表者】 理事長 吉新 通康

(2) 申請団体に関する審査状況について

令和2年10月6日（火）に第2回選定委員会を開催し、申請事業者から提出された事業計画書（別紙参照）等の書面審査が行われました。

【参考】

選定委員会委員の氏名等（敬称略）

区 分	氏 名	出身団体等名称、役職
委員長	伊佐地 秀司	三重大学医学部附属病院 病院長
副委員長	日比 秀夫	志摩医師会 会長
委員	阪本 康子	志摩市健康福祉部 部長
委員	中村 康一	三重県医師会 副会長
委員	西宮 勝子	三重県看護協会 会長
委員	松井 源紀	地元住民代表（志摩市自治会連合会監事【前会長】）
委員	山下 美恵	地元住民代表（志摩地域医療を考える会 会長）

3 今後の予定

年度	取組内容	担当	
		医療 保健部	病院 事業庁
令和2年 10月23日(金)	第3回選定委員会の開催【ヒアリング審査】	○	
11月	選定委員会から県に対する審査結果の報告	○	
	次期指定管理者の候補の選定		○
	次期指定管理者指定議案の提出		○
12月	次期指定管理者の指定		○
令和3年3月	基本協定の締結		○
令和3年度	次期運営に向けた準備(移行)期間		○
令和4年度	次期指定管理期間の開始(令和13年度末まで)		○

三重県立志摩病院 事業計画書の要旨

申請者名	公益社団法人地域医療振興協会
1 病院の基本理念・運営方針等	<p>「地域の皆様を大切に、行政、医療機関と共働しながら、信頼される病院となることを目指します」を基本理念として、地域の皆様が安心して受けられる医療サービスの提供に努めます。</p> <p>志摩地域における中核的な医療機関として、急性期機能に加え、回復期機能も併せ持つ病院運営を行います。</p> <p>また、地域医療支援病院として地域の医療機関等との連携を図るとともに、感染症への対応、災害医療、医師不足地域への医師派遣など、地域住民の皆様に安心して効率的なサービスを提供することに努めます。</p>
2 安全対策、危機管理体制等	<p>医療安全管理、院内感染対策等について、委員会の設置運営、マニュアル等の整備等を行い、医療事故や感染の未然防止と発生時の迅速、適切な対応、再発の防止に努めます。</p>
3 施設および設備等の維持管理に関する業務	<p>経営の効率化を考慮しつつ、現行の仕様水準を引き続き維持して管理体制の整備に努めるとともに、管理に当たっては、法令に定められた有資格者を配置して施設・設備の維持管理を行います。</p>
4 基本的な医療機能	<p>診療体制については、現行の診療体制の維持に努め、原則として標榜中の診療科を引き続き標榜します。</p> <p>外来診療については、総合診療科医師による幅広い疾患の受入と専門医との連携を緊密にして診療を行います。</p> <p>また、地域医療支援病院として、かかりつけ医からの紹介患者の受入、当病院で治療を終えた患者の逆紹介、医療機器の共同利用、救急医療の提供など、病診連携を一層強化して地域医療に取り組みます。</p> <p>入院診療については、地域の医療ニーズに対応して安全かつ効率よい医療サービスが提供できるよう、急性期病棟、地域包括ケア病棟、精神病棟の的確な運用に努めます。</p>
5 政策的な医療機能	<p>志摩地域唯一の二次救急医療機関、地域医療支援病院として、近隣医療機関との連携協力を図り、地域住民の皆様が安心して受けられる救急診療体制の充実に努めます。</p> <p>内科系救急については、24時間365日の救急受入体制が継続できるよう努めるとともに、外科系救急については、外科系医師の確保が困難なことから現行の救急受入体制を継続しつつ、救急医療のニーズの把握と外科系医師の確保に努めます。</p> <p>急性心疾患など緊急に人命に関わる疾患は、救急隊やドクターヘリと連携して高次機能病院へ転院搬送するなど、三次救急医療機関との連携、機能分担を強化します。</p> <p>小児科及び婦人科については、常勤医師を確保して外来診療の継続に努めるとともに、多数の医師確保が必要となる入院診療、救急医療等は伊勢赤十字病院への紹介、転院搬送等により対応します。</p> <p>災害拠点病院として、備蓄物品の整備、災害訓練等を行い、地域の関係機関と連携して災害発生時の対応強化に努めます。</p> <p>へき地医療拠点病院として、代診医派遣調整業務等を継続して実施し、志摩地域及び県南地域のへき地医療支援を行います。</p>

6	地域医療全体の質の向上	<p>地域医療支援病院として、一次医療を担う地域の医療機関との間で紹介、逆紹介を推進し、地域の中核病院として入院加療、専門外来の診療、救急患者の受入れ、医療機器の共同利用などの病診連携を進めます。</p> <p>また、三次医療を担う伊勢赤十字病院や慢性期医療を担う近隣の医療機関等との病病連携を進め、地域住民の皆様のニーズに合った医療体制の構築を図ります。</p>						
7	医療従事者の確保、育成等	<p>常勤医師の確保等に努め、協会内他施設等からの派遣支援、三重大学医局への医師の派遣要請など多角的に取り組みます。</p> <p>看護師確保のため、新規職員を積極的に採用するとともに、働きやすい職場環境づくりを進め、人員の確保に努めます。</p> <p>医療技術職等の必要な要員の採用に努めるとともに、緊急な場合は協会内他施設からの派遣支援により確保を図ります。</p> <p>教育、研修等を通して職員の資質の向上を図るとともに、初期研修医、実習生等を受入れ、地域の医療人材の育成を図ります。</p>						
8	患者・地域住民等へのサービス・情報の提供	<p>現行のサービスを維持し、利用者にとって利便性の高いサービスの提供に努めるとともに、患者相談窓口設置し、医療に対する不安や問題を少しでも解消できるように努めます。</p> <p>地域住民の皆様に病院を利用していただきやすくなるよう、病院の情報や取組の広報、PRに努めます。</p>						
10	安定的な人的基盤や病院経営の実績・経営等	<p>当協会は、全国で77施設(令和2年3月31日現在)を運営しており、そのうち病院は25病院(直営6、指定管理19)、診療所は43施設、介護老健は18施設となっています。</p> <p>職員数は9,283人(令和2年4月1日現在)で、職種別内訳は医師1,189人、看護4,205人、医療技術1,730人等となっています。</p> <p>令和2年度予算での事業規模は、約1,345億円となっています。</p>						
11	成果目標	<p>1日平均入院患者数 R4年度202人/日、R9年度212人/日 1日平均外来患者数 R4年度302人/日、R9年度313人/日 1ヶ月救急患者数 R4年度492人/日、R9年度510人/日 経常収支比率 R4年度98.3%、R9年度99.1% 利用者満足度 R4年度から85%</p>						
9	収支計画(千円)	年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9
		経常収益①	4,083,023	4,141,772	4,188,873	4,238,055	4,286,887	4,346,732
		経常費用②	4,152,917	4,209,914	4,254,454	4,292,527	4,336,568	4,386,428
		経常損益①-②	-69,894	-68,142	-65,581	-54,471	-49,680	-39,696
		年度	R10	R11	R12	R13	指定期間合計	
		経常収益①	4,295,847	4,265,955	4,235,890	4,214,223	42,297,257	
		経常費用②	4,388,136	4,395,860	4,402,432	4,396,692	43,215,928	
経常損益①-②	-92,289	-129,905	-166,542	-182,469	-918,671			

【所管事項説明】

7 公立大学法人三重県立看護大学 第三期中期目標（最終案）について

公立大学法人三重県立看護大学第三期中期目標の策定にあたっては、本年6月の医療保健子ども福祉病院常任委員会で中間案を示した後、公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」）での審議やパブリックコメントでの意見聴取を実施し、別冊4のとおり最終案をとりまとめました。

1 目標の概要

(1) 目標期間

令和3年度から令和8年度まで(6年間)

(2) 目標策定の方針

現在の第二期中期目標期間における大学の業務運営について、評価委員会から「順調に実施されている」と評価されていることから、次期中期目標は、現在の中期目標を踏襲しつつ、以下の視点をふまえ、取組の理念やめざすべき方向性を明確に示し、より県民に分かりやすいものとします。

(3) 目標項目

- ・教育に関する目標
- ・研究に関する目標
- ・社会・地域貢献に関する目標
- ・大学運営に係る環境整備に関する目標
- ・的確な業務運営の実施および業務改善に関する目標
- ・財務内容の改善に関する目標
- ・自己点検・評価および情報の提供に関する目標
- ・大学教育の質保証および情報の公開・発信に関する目標

2 評価委員会での審議をふまえた中間案からの主な変更点

- 「社会・地域貢献に関する目標」に名称変更（中間案：社会貢献に関する目標）
 - ・公立大学として、より地域に根差した活動を意識づけるため変更
- 公開講座に係る数値目標を「参加者人数」から「開催回数」に変更
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響から、今後、これまでのように参加者を確保できるか不透明である中、その活動規模については、新たな方法を取り入れながら一定維持されることを期待し、「開催回数」に変更

3 パブリックコメントの状況

- (1) 実施時期 令和2年8月25日～令和2年9月23日
- (2) 寄せられた意見 なし

4 中期計画の認可

地方独立行政法人法第 26 条及び第 78 条の規定に基づき、中期目標の指示を受けた法人（大学）は目標を達成するための具体的な取組内容を記載した中期計画を作成します。

また、設立団体の長（知事）は、評価委員会の意見を聴いたうえで、中期計画の認可を行います。

5 今後の予定

令和 2 年 10 月 中期目標（最終案）について評価委員会にて意見聴取

11 月 第三期中期目標を議案として提出

12 月 第三期中期目標を大学に指示

令和 3 年 3 月 大学が作成した中期計画を知事が認可

8 第7次三重県医療計画の中間見直しについて

1 中間見直しの考え方

(1) 中間見直しについて

第7次三重県医療計画（平成30年度～令和5年度）については、計画期間が6年間となったことに伴い、在宅医療その他必要な事項について、中間見直しとして3年ごとに調査、分析および評価を行い、必要がある場合は変更することとされており（医療法第30条の6）、本年度がその実施年度となっています。

(2) 国の方針等

- 中間見直しに向けては、厚生労働省が設置している「医療計画の見直し等に関する検討会」において、5疾病・5事業および在宅医療ごとの課題の把握と指標の見直し等が検討され、令和2年3月2日に、見直しが必要と考えられる事項を中心に意見が取りまとめられました。
- 上記検討会における意見をふまえ、令和2年4月13日付けで、同省から「医療計画作成指針」および「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」を一部改正する通知がありました。
- 一方で、中間見直しの時期については、令和2年5月12日付け通知により、「今般の新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況等を考慮し、「見直し後の医療計画の適用が、令和4年度以降になったとしても差し支えないものとする。」とされています。

(3) 県の方針

県としては、改正後の指針や第7次医療計画策定後の新たな課題等に的確に対応するとともに、新型コロナウイルス感染症への対応状況をふまえ、感染症対策等に係る課題等の検討が必要であると考えられることから、感染状況を注視しつつ、令和2年度中に医療計画の中間見直しを実施することとします。

2 中間見直しの内容

中間見直しを行う対象としては、改正後の指針をふまえ、「5疾病・5事業および在宅医療」を中心とし、それに加えて、今般の新型コロナウイルス感染症をふまえた感染症対策部分の見直しを行っていきます。

(1) 5疾病・5事業および在宅医療

- 改正後の指針においては、新たな課題の提示や指標の修正・追加などが行われており、これらの指針の改正内容をふまえた見直しを行います。

【主な見直しの例】

- ・がんゲノム医療拠点病院等の指定をふまえたがんゲノム医療提供体制に係る記載の検討（がん対策）
- ・大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整など保健医療活動の総合調整を行う県保健医療調整本部の設置に係る記載の検討（災害医療）
- ・災害時小児・周産期リエゾンが担う役割等に係る記載の検討（小児医療・周産期医療）

- 第7次医療計画策定後の本県独自の取組や新たな課題もあることから、これらの取組等をふまえた見直しを行います。

【主な見直しの例】

- ・企業の健康経営の取組や保険者との連携についての記載の検討（糖尿病対策等）
- ・高度救命救急センターの記載の検討（救急医療）

- 在宅医療については、今年度改定予定の介護保険事業支援計画と一体的な検討を行い、整合性を図りながら中間見直しに反映させていきます。

(2) 感染症対策部分

- 感染症対策部分については、今般の新型コロナウイルス感染症への対応における課題等をふまえ、本県独自に見直しを行います。

なお、新型コロナウイルス感染症については、未だ評価が定まっていないことから、日々蓄積される国内外の知見等をふまえながら、具体的な見直しの範囲や方法を検討していきます。

【主な見直しの例】

- ・現行の医療計画における感染症対策および新型インフルエンザ等対策の記載部分について、別途検討を行っている感染症予防計画や新型インフルエンザ等行動計画の改定に合わせた見直しを検討。

3 中間見直しの検討体制（別紙参照）

計画全体については三重県医療審議会で検討を行い、5疾病・5事業および在宅医療等に関しては、三重県がん対策推進協議会などの関係部会等において、専門的な見地から協議を進めていきます。

4 今後の予定

令和2年10月 ～11月	5疾病・5事業および在宅医療、感染症対策部分に係る審議会等（中間案の検討）
12月	医療保健子ども福祉病院常任委員会（中間案の説明） 三重県医療審議会（中間案の審議） パブリックコメントの実施、市町・保険者への意見照会
令和3年2月 ～3月	5疾病・5事業および在宅医療、感染症対策部分に係る審議会等（最終案の検討） 医療保健子ども福祉病院常任委員会（最終案の説明） 三重県医療審議会（最終案の諮問）
3月末	中間見直しの公表、厚生労働省への報告

【参考】中間見直しの検討体制

事 項		検討体制
計画全体		三重県医療審議会
5 疾 病	がん	三重県がん対策推進協議会
	脳卒中	三重県脳卒中医療福祉連携懇話会
	心筋梗塞等の心血管疾患	三重県心筋梗塞等対策懇話会
	糖尿病	三重県糖尿病対策懇話会
	精神疾患	三重県精神保健福祉審議会
5 事 業	救急医療	三重県医療審議会 救急医療部会
	災害医療	三重県医療審議会 災害医療対策部会
	へき地医療	三重県地域医療対策協議会
	周産期医療	三重県医療審議会 周産期医療部会
	小児救急を含む小児医療	三重県小児医療懇話会
在宅医療		三重県在宅医療推進懇話会
感染症対策等		三重県新型コロナウイルス感染症対策協議会 三重県公衆衛生審議会 感染症部会 等

9 次期「みえ高齢者元気・かがやきプラン」の策定について

1 計画策定の経緯

「みえ高齢者元気・かがやきプラン」は、介護保険法に基づく介護保険事業支援計画と老人福祉法に基づく高齢者福祉計画を一体とした計画で、高齢者への福祉サービス全般に係る事項を対象とするとともに、市町が策定する介護保険事業計画をふまえて、介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数などを定めたものです。

平成12年度以降、3年ごとに改定を行っており、平成30年度からの現行計画は令和2年度末をもって期間を終了することから、今年度、新たな計画を策定します。

2 次期計画の期間

令和3年度から令和5年度まで（3年間）

3 次期計画の概要

地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、次の6つを柱に、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進に取り組むことで、地域共生社会の実現を図ります。

- 介護サービス基盤の整備
- 地域包括ケアシステム推進のための支援
- 認知症施策の推進
- 安全安心のまちづくり
- 地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保および業務効率化の取組
- 介護保険制度の円滑な運営と介護給付の適正化

4 策定のポイント

(1) 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

いわゆる団塊世代が75歳以上となる2025（令和7）年、さらには、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040（令和22）年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等をふまえて計画を策定します。

(2) 地域共生社会の実現

地域に生きる一人ひとりが尊重され、多様な経路で社会とつながり、参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載します。

(3) 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

市町における高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の取組を着実に進めるための支援について記載します。

また、在宅医療・介護連携の推進について、レセプトデータを活用して認知症の人を早期のケアにつなげる取組などの医療・介護分野のデータ活用や、看取りや認知症への対応の強化等の観点をふまえて記載します。

要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標を定めるとともに、専門職と介護職の連携による生活期リハビリ相談の普及・啓発の取組等について記載します。

- (4) 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る県・市町間の情報連携の強化
住宅型有料老人ホームおよびサービス付き高齢者向け住宅の設置状況について記載し、これを勘案して、介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数などを定めます。

- (5) 「認知症施策先進県」に向けた認知症施策の推進

「認知症サミット in Mie」において採択された「パール宣言」を受けて実施された市町、関係団体、大学・研究機関、企業等によるさまざまな取組について調査を実施し、令和2年3月にとりまとめた「三重県の今後の認知症施策の指針」に沿って、若年性認知症の人も含め、認知症の人ができる限り住み慣れた地域の良い環境で自分らしく暮らし続けることができる「認知症施策先進県」に向けた取組について記載します。

- (6) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保および業務効率化の取組強化

介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の取組や、三重県発の取組である「介護助手」のさらなる普及展開に向けた支援等について記載します。

また、総合事業等の担い手を確保する取組や、介護現場の業務改善、ロボット・ICTの活用の推進等による業務の効率化を強化することについて記載します。

- (7) 災害や感染症対策に係る体制整備

近年の災害発生状況をふまえ、災害に対する備えの重要性について記載します。

また、新型コロナウイルスの感染拡大や介護施設等におけるクラスター発生の状況をふまえ、感染防止対策の重要性や、感染症が発生しても必要なサービスが継続できる体制の整備に係る取組について記載します。

5 今後の予定

令和2年11月	三重県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会（中間案）
12月	医療保健子ども福祉病院常任委員会（中間案） パブリックコメント（～令和3年1月）
令和3年2月	三重県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会（最終案）
3月	医療保健子ども福祉病院常任委員会（最終案）
3月末	次期計画の策定

【所管事項説明】

10 「みえ歯と口腔の健康づくり年次報告書（令和元年度版）」について

この年次報告書は、みえ歯と口腔の健康づくり条例第12条第6項の規定に基づき、令和元年度における歯科保健施策の実施状況等について取りまとめたものであり、その概要は以下のとおりです。

1 歯と口腔の健康づくり対策の推進

歯と口腔の健康づくりの推進にあたっては、ライフステージや取り組むべき課題ごとに42の評価指標を定め、対策を進めています。

42の評価指標のうち毎年評価できる指標は25指標あり、そのうち、4指標が目標を達成、16指標が改善、2指標が変化なし、3指標が悪化となっています。

(1) 各ライフステージにおける歯と口腔の健康づくり対策

ア 乳幼児期（別冊5 2頁）

むし歯のない1歳6か月児の割合は、全国平均より良好な状況です。また、むし歯のない3歳児の割合は、全国平均より低い状況ですが改善傾向にあります。

モデル施設として指定した幼稚園および保育所15施設において、歯科保健指導やフッ化物洗口を実施し、子ども達が自律的に歯と口腔の健康づくりに取り組むための意識づけを行いました。

イ 学齢期（別冊5 10頁）

むし歯のない12歳児の割合は、全国平均より低い状況ですが、改善傾向にあります。

小学校においてフッ化物洗口を実施しているのは、松阪市、熊野市および南伊勢町の2市1町24校です。

小学校においてもフッ化物洗口の取組が広がるよう、県教育委員会と連携し、会議や市町訪問時にフッ化物洗口の取組について説明や研修を行うなど、関係者の理解を求めました。

また、歯肉炎については、小学校、中学校、高等学校と年齢が上がるにつれ増加傾向にあるため、年齢に応じた歯科保健指導を実施しました。

ウ 青・壮年期（別冊5 18頁）

妊婦歯科健康診査は、17市町において実施されており、歯周病検診は、23市町において実施されています。

市町の母子健康手帳交付時に、妊婦へ歯科保健リーフレットを配付し、妊娠中・出産後の歯科保健や妊娠中に歯科健康診査を受診することの重要性について啓発を行いました。

また、青・壮年期は、特に歯周病の予防や歯の喪失防止に取り組むことが必要

であるため、かかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯科へ受診する習慣の重要性について啓発を行いました。

エ 高齢期（別冊5 23頁）

高齢者施設等7施設において、利用者への口腔ケアおよび歯科保健指導を実施し、本人や施設職員による口腔ケアが日常的に行われるよう意識づけを行うとともに、うち5施設においては、歯科技工士による義歯の清掃を実施し、義歯を清潔に保つことの重要性を啓発しました。

介護関係者を対象に、介護が必要な高齢者等の口腔ケアに係る研修を実施し、介護施設等における日常的な口腔ケアに関する知識の普及を図りました。

(2) 障がい児（者）への対策（別冊5 28頁）

一般の歯科医療機関では受け入れが困難な障がい児（者）への歯科診療については、県歯科医師会、障がい者支援団体と連携して、障がい児（者）歯科ネットワーク「みえ歯ートネット」を運営し、障がい児（者）の受け入れが可能な歯科医療機関を「協力歯科医院」として情報提供するとともに、三重県障害者歯科センターにおいて年間90日間の歯科診療を行っています。

障がい児（者）施設等16施設において、本人やその保護者、施設職員を対象とした歯科保健指導を実施し、障がいの状態に応じた歯科保健の推進を図るとともに、定期的な歯科受診の重要性について啓発を行いました。

(3) 医科歯科連携による疾病対策（別冊5 32頁）

医療関係者を対象に、医科歯科連携に係る研修を実施し、多職種が協働する中での歯科の役割や症例に応じた歯科治療、口腔ケア等に関する知識の普及を図りました。

糖尿病と歯周病の相互関係に関するリーフレットとポスターを作成・配布し、糖尿病患者や医療機関の受診者に対して、糖尿病と歯周病の双方の治療を行うことの重要性について啓発を行いました。

(4) 在宅歯科保健医療における対策（別冊5 37頁）

在宅療養支援歯科診療所数は93機関、在宅訪問歯科診療を実施している歯科医療機関は271機関です。

地域口腔ケアステーションに配置しているサポートマネージャーを中心に、地域の医療、介護関係者との連携を図りました。

(5) 災害時における歯科保健医療対策（別冊5 45頁）

17市町において、郡市歯科医師会との災害協定が締結されています。

歯科医師や歯科衛生士等を対象に、大規模災害発生後の初動時の確認事項や避

難所等におけるアセスメントに関する研修を実施し、大規模災害時の歯科保健医療を担う人材の養成を図りました。

(6) 中山間地域等における歯科保健医療対策（別冊5 49頁）

歯科診療所がない離島の神島在住の高齢者を対象に、歯科疾患予防や誤嚥性肺炎予防に関する歯科保健講話を行うとともに、歯みがき指導や義歯の管理、口腔体操の歯科保健指導を行いました。

2 歯と口腔の健康づくりの推進体制

(1) 推進体制と進行管理（別冊5 50頁）

「第2次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」に基づく歯科口腔保健施策を推進するため、「三重県口腔保健支援センター」において、事業の企画、立案、実施および評価を行うとともに、市町、関係機関・団体等の歯科口腔保健に係る取組への専門的助言や技術的支援などを行っています。

歯科保健施策の推進にあたっては、関係機関・団体等の代表者からなる三重県公衆衛生審議会歯科保健推進部会の意見をふまえ、計画の進捗状況について確認を行うとともに進行管理を行っています。

(2) 人材育成、資質の向上と調査・研究等（別冊5 52頁）

歯科口腔保健に関する知識と技術を習得し、広く社会に貢献する人材を育成するため、三重県立公衆衛生学院において、歯科衛生士を養成しています。

令和元年度においても、卒業生全員が国家試験に合格し、県内の歯科医療機関や病院へ就職しました。

(3) 関係機関・団体等との連携（別冊5 55頁）

歯科口腔保健施策を効果的に展開できるよう、市町、関係機関・団体等と連携しながら推進しています。

歯と口腔の健康づくりに対する県民の関心が高まるよう、「歯と口の健康週間」（6月4日～10日）、「いい歯の日」（11月8日）、「8020推進月間」（11月）等を中心に、市町、関係機関・団体等と連携し、歯と口腔の健康の重要性について広く啓発を行いました。

11 「みえ歯と口腔の健康づくり条例」の改正について

1 条例改正の考え方

「みえ歯と口腔の健康づくり条例」（以下「条例」という。）は、平成24年3月に議員提出条例として制定されました。

条例の制定後、約8年が経過し、社会情勢の変化や、本県における歯科口腔保健の推進に係る取組の進展等をふまえ、施策の基本的事項の見直しを行い、県民の歯科口腔保健施策の充実を図ります。

2 条例改正案の概要

変更する規定の主なものは、以下のとおりです。

第三章 施策の基本的事項

第十一条 基本的施策

（1）新設

- ・医療的ケア児における対策について規定。
- ・スポーツによる口腔の外傷等の対策について規定。
- ・要介護者や高齢者等へのオーラルフレイル対策について規定。
- ・感染症に備えた歯科保健医療体制の整備について規定。
- ・医科歯科連携等の推進について規定。
- ・地域包括ケアシステムにおける歯科医療の推進について規定。

（2）修正

- ・妊娠期から子育て期における母子の対策について規定。
- ・成人期における歯と口腔の健康づくりと喫煙および生活習慣病に関する情報提供等について規定。
- ・歯科医療関係者による口腔健康管理や医療関係者等による歯と口腔の健康づくりについて規定。

3 今後の予定

- | | |
|---------|--|
| 令和2年11月 | 三重県公衆衛生審議会歯科保健推進部会委員から中間案に対する意見の聴き取り |
| 12月 | 医療保健子ども福祉病院常任委員会（中間案）
パブリックコメントの実施（～令和3年1月） |
| 令和3年1月 | 三重県公衆衛生審議会歯科保健推進部会（最終案） |
| 2月 | 議案提出 |
| 3月 | 医療保健子ども福祉病院常任委員会（議案審議）
公布（令和3年4月1日施行） |

みえ歯と口腔の健康づくり条例 改正案の概要

現行条例	主な改正点
<p>第三章 施策の基本的事項 (基本的施策) 第十一条 県は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施するため、次に掲げる施策を講ずるよう努めなければならない。</p>	
<p>一 全ての県民が、生涯にわたって、歯科検診等を受けられる環境の整備に関すること。</p>	
<p>二 障がい者、介護を必要とする者その他歯科検診等を受けることが困難な者並びに妊産婦及び乳幼児が必要とする歯科検診等を受けることができる環境の整備に関すること。</p>	<p>【新設】 ・医療的ケア児の歯科口腔保健対策について規定。</p>
	<p>【一部削除・新設】 ・介護を必要とする者に関して、認知症を含む要介護者や高齢者等へのオーラルフレイル対策について別に規定。</p>
	<p>【一部削除・修正】 ・妊産婦及び乳幼児に関して、妊娠期から子育て期における母子の歯科口腔保健対策について別に規定。</p>
<p>三 幼児、児童及び生徒に関する歯と口腔の健康づくりの推進を図るため、学校等におけるフッ化物洗口等の科学的根拠に基づく、効果的な歯科保健対策の推進並びに学校等がフッ化物洗口等を行う場合における助言及び支援に関すること。</p>	
<p>四 歯科医療関係者と協力し、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第五条に規定する児童虐待の早期発見等に関すること。</p>	

現行条例	主な改正点
五 成人期における歯周疾患の予防対策に関すること。	【修正】 ・成人期における歯と口腔の健康づくりと喫煙及び生活習慣病との関連性に関する情報提供等について規定。
	【新設】 ・学齢期におけるスポーツによる口腔の外傷等の予防について規定。
六 中山間地域等(山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、歯科検診等を受けることが困難な地域をいう。)における歯科検診等を受けることができる環境の整備に関すること。	
七 平常時における災害に備えた歯科保健医療体制の整備及び災害発生時における迅速な歯科保健医療体制の確保に関すること。	【新設】 ・平時から感染症に備えた歯科保健医療体制の整備について規定。
八 歯と口腔の健康づくりに係る業務に携わる者の人材確保、育成及び資質の向上に関する施策に関すること。	【修正】 ・歯科医療関係者による口腔健康管理や医療関係者等による歯と口腔の健康づくりについて規定。
九 歯科疾患に係る効果的な予防及び医療に関する研究に関すること。	【新設】 ・医科歯科連携等の推進について規定。
	【新設】 ・地域包括ケアシステムにおける歯科医療の推進について規定。
十 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりに必要な施策に関すること。	

12 「第3次三重県動物愛護管理推進計画」の策定について

1 これまでの経緯

「三重県動物愛護管理推進計画」（以下、「推進計画」という。）は、動物の愛護及び管理に関する法律（以下、「法」という。）第6条に基づく県の計画として、「人と動物が安全・快適に共生できる社会」を基本理念に掲げ、10年後のめざすべき姿を示すとともに、県民一人ひとりや関係団体など動物愛護管理に関わるさまざまな主体に共通する行動指針として、平成20年3月に策定しました。

また、平成26年3月には、推進計画の基となる、国の「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）」が改正されたことを受け、第2次推進計画の策定を行いました。

第2次推進計画は、計画期間を平成30年度までとじていましたが、平成30年度に予定されていた国の基本指針の改正が実施されなかったため、第2次推進計画の計画期間を令和2年度まで延長しているところです。

このような中、国の基本指針が令和2年4月に改正されたため、第3次推進計画の今年度内の策定に向け、学識経験者や関連団体、行政機関等で構成する「第3次三重県動物愛護管理推進計画検討会」において検討を進めています。

2 計画期間

令和3年度から令和12年度まで（10年間）

ただし、計画の達成状況の点検や動物愛護管理を取り巻く状況の変化への対応のため、策定後5年目にあたる令和7年度を目途に、中間見直しを行います。

3 計画の概要

基本指針の改正内容をふまえ、次の8項目の取組を進めていくこととします。

- (1) 動物愛護管理の普及啓発
- (2) 適正飼養の推進による動物の健康及び安全の確保並びに返還・譲渡の推進
- (3) 周辺生活環境の保全と動物による危害防止
- (4) 災害対策
- (5) 地域社会における動物愛護管理の推進と人材育成
- (6) 所有者明示の推進
- (7) 動物取扱業の適正化
- (8) 実験動物、産業動物等の適正な取扱いの推進

また、本県の動物愛護管理推進の拠点施設である三重県動物愛護推進センター「あすまいる」が取り組んでいる、3つの取組（①殺処分ゼロに向けた取組、②災害時などの危機管理対応の取組、③さまざまな主体との協創の取組）に関連する取組は、特に重点的に取り組んでいくこととします。

4 今後の予定

- 令和2年 11月 第3次三重県動物愛護管理推進計画検討会（中間案）
- 12月 医療保健子ども福祉病院常任委員会（中間案）
 パブリックコメント（～令和3年1月）、市町からの意見聴取
- 令和3年 1月 第3次三重県動物愛護管理推進計画検討会（最終案）
- 2月 医療保健子ども福祉病院常任委員会（最終案）
- 3月 第3次推進計画の策定

第3次三重県動物愛護管理推進計画 構成案

第2次推進計画	第3次推進計画（案）
第1章 基本的な考え方	第1章 基本的な方針
1 計画の性格および位置づけ	1 計画の性格および位置づけ
2 計画期間	2 計画期間
3 基本理念と10年後のめざすべき姿	3 基本理念と10年後のめざすべき姿
4 計画の方針	4 計画の体系と推進体制
5 取組項目	
● 計画の体系と推進体制	
第2章 三重県の現状～三重県動物愛護管理推進計画（平成20～24年度）の成果と課題～	第2章 三重県の現状～三重県動物愛護管理推進計画（平成26～令和元年度）の成果と課題～
第3章 目標と具体的な取組	第3章 目標と具体的な取組
1 計画の目標	1 計画の目標と具体的な取組内容
2 具体的な取組内容	
(1) 動物愛護管理の普及啓発	(1) 動物愛護管理の普及啓発
(2) 適正飼養の推進	(2) 適正飼養の推進による動物の健康及び安全の確保並びに返還・譲渡の推進
(3) 動物による危害や迷惑問題の防止	(3) 周辺生活環境の保全と動物による危害防止
(4) 所有者明示の推進	(4) 災害対策
(5) 地域社会における動物愛護管理の推進と人材育成	(5) 地域社会における動物愛護管理の推進と人材育成
(6) 動物取扱業の適正化	(6) 所有者明示の推進
(7) 実験動物、産業動物等の適正な取扱いの推進	(7) 動物取扱業の適正化
(8) 災害時対策	(8) 実験動物、産業動物等の適正な取扱いの推進
第4章 推進体制の整備等	第4章 推進体制の充実等
■ 参考資料	■ 参考資料
1 用語の解説	1 用語の解説
2 統計資料	2 統計資料

【所管事項説明】

13 各種審議会等の審議状況の報告について
(令和2年6月3日～令和2年9月16日)

(医療保健部)

1 審議会等の名称	三重県新型コロナウイルス感染症対策協議会
2 開催年月日	令和2年6月5日
3 委員	座長 馬岡 晋 委員 中村 康一 他12名
4 諮問事項	1 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について ～第1波の状況、今後の医療提供体制について～ 2 三重県新型インフルエンザ等対策行動計画の改定に向けて 3 三重県感染症予防計画の改定及び感染症対策条例（仮称）の制定について
5 調査審議結果	新型コロナウイルス感染症の県内発生状況、医療提供体制、検査体制について情報提供を行うとともに、退院基準について協議を行った。 また、新型コロナウイルス感染症の発生をふまえた「新型インフルエンザ等対策行動計画」および「三重県感染症予防計画」の改定、並びに「三重県感染症対策条例（仮称）」の制定について協議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会医療法人部会
2 開催年月日	令和2年6月16日
3 委員	部会長 松本 純一 委員 大杉 和司 他3名
4 諮問事項	医療法人設立等について
5 調査審議結果	申請のあった医療法人の設立等について、すべて承認された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県介護保険審査会
2 開催年月日	令和2年7月1日
3 委員	議長 中村 康一 委員 樋口 径子 他1名
4 諮問事項	介護保険法に規定する審査請求について
5 調査審議結果	要介護認定にかかる処分について審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県立志摩病院指定管理者選定委員会
2 開催年月日	令和2年7月7日
3 委員	会 長 伊佐地 秀司 委 員 日比 秀夫 他5名
4 諮問事項	1 指定管理者の選定スケジュールについて 2 指定管理者募集要項（案）について 3 審査基準等（案）について
5 調査審議結果	指定管理者募集要項（案）について意見を聴取した。 審査基準等（案）について審議のうえ内容を決定した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公立大学法人評価委員会
2 開催年月日	令和2年7月13日
3 委員	会 長 森 正夫 委 員 村本 淳子 他3名
4 諮問事項	1 公立大学法人三重県立看護大学役員報酬規程の改正について 2 公立大学法人三重県立看護大学の第二期中期目標期間終了時の検討について 3 公立大学法人三重県立看護大学の令和元年度の業務実績について 4 公立大学法人三重県立看護大学の第三期中期目標（案）について 5 第2回評価委員会の審議について
5 調査審議結果	公立大学法人三重県立看護大学の役員報酬規程の改正、第二期中期目標期間終了時の検討について、審議のうえ意見を決定した。 また、令和元年度業務実績、第三期中期目標（案）について質疑応答を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県介護保険審査会
2 開催年月日	令和2年7月15日
3 委員	議 長 馬岡 晋 委 員 奥田 隆利 他1名
4 諮問事項	介護保険法に規定する審査請求について
5 調査審議結果	要介護認定にかかる処分について審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県がん対策推進協議会三重県がん登録事業運営部会
2 開催年月日	令和2年7月27日
3 委員	部会長 白石 泰三 委員 石田 亘宏 他7名
4 諮問事項	全国がん登録都道府県がん情報の提供の申し出にかかる審査について
5 調査審議結果	全国がん登録都道府県がん情報の提供の申し出にかかる審査について説明し、協議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公立大学法人評価委員会
2 開催年月日	令和2年7月29日
3 委員	会長 森 正夫 委員 村本 淳子 他2名
4 諮問事項	1 公立大学法人三重県立看護大学の第三期中期目標（案）について 2 公立大学法人三重県立看護大学の第三期中期計画（案）について 3 公立大学法人三重県立看護大学の令和元年度業務実績について 4 令和元年度業務実績に係る小項目評価等について
5 調査審議結果	公立大学法人三重県立看護大学の第三期中期目標（案）、第三期中期計画（案）、令和元年度業務実績について、審議を行った。 また、令和元年度業務実績に係る小項目評価等について、審議のうえ決定した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県新型コロナウイルス感染症対策協議会
2 開催年月日	令和2年7月31日
3 委員	座長 馬岡 晋 委員 中村 康一 他13名
4 諮問事項	1 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の県内発生状況について 2 今後を見据えた医療提供体制について 3 退院基準、宿泊療養について 4 冬季のインフルエンザの流行を踏まえた新型コロナウイルス感染症の検査について
5 調査審議結果	新型コロナウイルス感染症の県内発生状況、インフルエンザ流行を踏まえた検査方法について情報提供を行うとともに、現在の医療提供体制、検査体制について協議を行った。 また、今後を見据えた医療提供体制、退院基準、宿泊療養について協議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会
2 開催年月日	令和2年8月4日
3 委員	委員 淵田 宏紀 他3名
4 諮問事項	1 地方独立行政法人三重県立総合医療センター役員報酬規程の改正について 2 地方独立行政法人三重県立総合医療センターの令和元年度の業務実績について
5 調査審議結果	地方独立行政法人三重県立総合医療センターの役員報酬規程の改正について、審議のうえ意見を決定した。また、同法人の令和元年度業務実績について、法人からの説明に基づき質疑応答を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公立大学法人評価委員会
2 開催年月日	令和2年8月19日
3 委員	会長 森 正夫 委員 村本 淳子 他3名
4 諮問事項	1 公立大学法人三重県立看護大学の第三期中期目標（案）について 2 令和元年度業務実績に係る小項目評価について 3 令和元年度業務実績に係る全体評価について
5 調査審議結果	公立大学法人三重県立看護大学の第三期中期目標（案）について、審議を行った。 また、同法人の令和元年度業務実績に係る小項目評価、全体評価について、審議のうえ決定した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県地域医療対策協議会
2 開催年月日	令和2年8月19日
3 委員	会長 駒田 美弘 副会長 竹田 寛 委員 伊佐地 秀司 他24名
4 諮問事項	第1回及び第2回三重県地域医療対策協議会医師専門研修部会の結果並びに国への意見について
5 調査審議結果	医師専門研修プログラム等の審議結果の報告及び国への意見提出について協議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会
2 開催年月日	令和2年8月20日
3 委員	会長 駒田 美弘 委員 二井 栄 他12名
4 諮問事項	地域医療支援病院と称することの承認について
5 調査審議結果	地方独立行政法人桑名市総合医療センターが地域医療支援病院と称することについて、承認された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公衆衛生審議会歯科保健推進部会
2 開催年月日	令和2年8月20日
3 委員	会長 福森 哲也 副会長 橋上 裕 委員 伊東 学 他10名
4 諮問事項	1 「みえ歯と口腔の健康づくり年次報告書（案）（令和元年度版）」について 2 令和2年度歯科保健推進事業について 3 「みえ歯と口腔の健康づくり条例」改正について
5 調査審議結果	1 「みえ歯と口腔の健康づくり年次報告書（案）（令和元年度版）」について承認された。 2 令和2年度歯科保健推進事業について説明し、意見交換を行った。 3 「みえ歯と口腔の健康づくり条例」の改正について説明し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	第3次三重県動物愛護管理推進計画検討会
2 開催年月日	令和2年8月24日
3 委員	委員 伊藤 直人 他6名
4 諮問事項	第3次三重県動物愛護管理推進計画の策定について
5 調査審議結果	令和2年4月に改正された「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」の内容をふまえ、第3次推進計画の策定に向けて協議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会
2 開催年月日	令和2年8月25日
3 委員	委員 淵田 則次 他3名
4 諮問事項	地方独立行政法人三重県立総合医療センターの令和元年度業務実績に係る評価について
5 調査審議結果	地方独立行政法人三重県立総合医療センターの令和元年度業務実績に係る評価を決定した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県看護職員確保対策検討会
2 開催年月日	令和2年8月25日
3 委員	会長 堀 浩樹 委員 石田 亘宏 他13名
4 諮問事項	1 令和2年度看護職員確保対策事業について 2 三重県看護職員需給推計について 3 助産師確保対策について 4 今後の看護職員確保対策について
5 調査審議結果	・三重県看護職員需給推計(案)について、協議を行った。 ・今後の看護職員確保対策について、協議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会
2 開催年月日	令和2年9月8日
3 委員	会長 馬岡 晋 副会長 羽根 司人 委員 明石 典男 他10名
4 諮問事項	1 みえ高齢者元気・かがやきプラン(第7期三重県介護保険事業支援計画・第8次三重県高齢者福祉計画)の令和元年度の取組状況について 2 みえ高齢者元気・かがやきプラン(第8期三重県介護保険事業支援計画・第9次三重県高齢者福祉計画)の構成案について
5 調査審議結果	1 みえ高齢者元気・かがやきプラン(第7期三重県介護保険事業支援計画・第8次三重県高齢者福祉計画)の令和元年度の取組状況について説明し、協議を行った。 2 みえ高齢者元気・かがやきプラン(第8期三重県介護保険事業支援計画・第9次三重県高齢者福祉計画)の構成案について説明し、協議を行った。
6 備考	